

労働者派遣契約上の措置例

この措置例は、実施機関が派遣労働者を受け入れて業務を行わせる際の、労働者派遣契約の個人情報保護に関する取扱いを定めたものである。

契約にあたっては、本契約に次の条文を規定し、必要に応じ特記事項を加えるものとする。

また、この措置例において、甲は市の実施機関、乙は派遣元事業者である。

（個人情報の保護）

第〇〇条 受注者は、受注者の派遣する派遣労働者が、この契約による業務を処理するため発注者の保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条の規定及び別添に掲げる事項を遵守させ、個人情報の保護に努めなければならない。

〔特記事項〕

第1条（秘密等の保持）

1. 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報の取扱いにあたっては、個人情報保護法第2条第1項及び派遣法第24条の4に掲げる事項を遵守し、本業務の派遣労働者に対しても、同法に掲げる事項を遵守させなければならない
2. 業務遂行にあたって八尾市情報セキュリティ規則及び八尾市情報セキュリティ対策基準について遵守すること。

〔説 明〕

- 派遣労働者が、甲の業務に関して知り得た個人情報について漏えいや不正利用することを禁止することにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。
- ここである個人情報とは、一般に言われている個人の秘密に限らず、健康状態、学歴、所得等に関する情報など、個人に関するすべての情報であって、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 契約の内容によって、特に注意を要する個人情報を取り扱う場合があるときは、契約担当課が派遣労働者に対して個人情報を漏えいしないよう指導徹底する内容の規定とすること。

第2条（個人情報の取扱い）

受注者の派遣する派遣労働者は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

〔説 明〕

○「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益で、個人情報の取扱いに伴うものであれば経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれるものである。

第3条（目的以外の使用禁止）

受注者の派遣する派遣労働者は、本契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

〔説 明〕

○個人情報保護条例においては、個人情報の利用、提供に当たっては、収集したときの目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないとしており、その趣旨から実施機関が提供した個人情報についても当然ながら厳格にその取扱いを規制する必要がある。

第4条（複写、複製の禁止）

受注者の派遣する派遣労働者は、本契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報を発注者の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

〔説 明〕

○提供された個人情報を処理するに当たり、安全対策上ファイルの二重化等業務の都合で複写等する必要がある場合は、甲が確認して承諾するものとする。

第5条（事故報告義務）

受注者は、受注者の派遣する派遣労働者が、本契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報の漏えい、毀損及び滅失があった場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

〔説 明〕

○事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される可能性が高いので、迅速に報告させる必要がある。また事故に対する措置は、事故の内容に応じて実施機関において、迅速、適切な措置を指示しなければならない。

第6条（契約の解除）

受注者及び受注者の派遣する派遣労働者が、本契約の条項に違反し、法令の定める解約事由が生じ、又は本契約を存続するに足る信頼関係を破壊する行為があったときは、発注者は本契約を解除することができる。

〔説 明〕

○個人情報の漏えいや不正利用等の事故があり、本契約を継続することが困難と判断した場合は、契約解除の措置をとることができる。

第7条（損害賠償）

受注者の派遣する派遣労働者が、当該担当した業務を行うに際し、発注者又は第三者に損害を被らせたときは、受注者は発注者に対して損害を賠償しなければならない。ただし、派遣労働者に対する指揮命令の過失その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。

〔説 明〕

○個人情報保護の関する法律の罰則規定を補完するものとして、当該委託業務契約のうち、個人情報の保護に関する部分の条項の遵守を担保する等のために、このような義務を課すものである。

第8条（派遣労働者の指導等）

発注者は、派遣労働者に事前に個人情報の保護の重要性を認識させ、個人情報の保護に関する関係法令を遵守する旨の誓約書を派遣労働者に提出させなければならない。

〔説 明〕

○個人情報の保護のためには、従事する者の研修、教育が重要なため、必要に応じて派遣業務に従事しようとする者に研修を実施し、その確認として誓約書の提出を求めることができる。

(参考)

誓 約 書

八尾市長 山本 桂右 様

私は、以下に示す事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

記

1. 教育委員会事務局教育施設課（以下「派遣先」という。）における業務を処理するにあたり、八尾市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号以下「個人情報保護法」という。）に掲げる事項を遵守します。

（主 旨）

- ・派遣先の業務処理をするにあたり知り得た個人情報は、みだりに他人に知らせ、又は、業務の目的以外に使用いたしません。労働者派遣契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- ・派遣先の責任者の許可なくして個人情報の複写又は複製をしません。
- ・業務処理をするにあたり、個人情報の漏えい、き損及び滅失があった場合は、速やかに派遣先の責任者に報告します。

（個人情報とは、一般に言われている個人の秘密に限らず、健康状態、学歴、所得等に関する情報など、個人に関するすべての情報であって、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）

2. 八尾市情報セキュリティ規則及び八尾市情報セキュリティ対策基準について遵守し、業務上知り得た秘密に関しては漏らしません。労働者派遣契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 業務を処理するにあたり、公用車の運転を行う場合は、道路交通関連の法規を遵守し、安全運転に努めます。また、定められた車両、備品等の整備・点検については定められた通り確実に行います。

令和 年 月 日

派遣元事業者名

派遣労働者氏名

印

特 記

個人情報保護法第 67 条において、

1. 個人情報の取扱いに従事する行政期間等の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
2. 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）又は従事していた派遣労働者であった者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

と規定されており、この規定に違反して個人情報を漏らした者及びその使用者には、同法第 176 条から第 185 条までの規定により懲役又は罰金が科せられます。